

契約条件（米国およびユタ州法ならびに日本国内法に準拠）

1. 義務および言明 私は、パートナーコ・ワールドワイドインク（以下、「パートナーコ」）のブランドパートナー（以下、BP）として、以下の事項を了解しています。

- ・ 私は自らが居住する管轄地域において 20 歳に達していること。
- ・ 私は本条件に基づいて、パートナーコ製品およびサービスを販売する権利を有していること。
- ・ 私はパートナーコの販売組織を構築する権利を有していること。
- ・ 私は、自分のダウンライン組織の BP を訓練し、動機付けすること。
- ・ 私は、日本国内の法律、各自治体の条例、規則および規定を遵守し、日本国内の法律、または各自治体の条例、規則、または規定で要求されるあらゆる報告を行い、あらゆる源泉徴収およびその他の控除を減じて納税すること。
- ・ 私は、BP としての義務を正直かつ誠実に遂行すること。
- ・ 私は、パートナーコがその商品およびサービスの販売のために用意している販売契約書および注文書のみを使用し、それらの契約書および注文書の記入と処理に対してパートナーコが定めたあらゆる方針と手続きに従うこと。
- ・ 私は、パートナーコ製品の購入に対して、購入した市場において定められている各種税金が、価格に基づいて課されることに同意すること。

2. パートナーコ製品およびサービスの紹介 私は、パートナーコの公式文書に記載されているとおりにパートナーコの報酬プランならびにパートナーコの製品およびサービスを紹介することに同意します。

3. 独立した契約者としての地位 私は、パートナーコの BP として、独立した契約者であり、パートナーコの従業員、代理店、共同経営者、法律で定められた代理人、またはフランチャイズ加盟店ではないことに同意します。私は、パートナーコのために、パートナーコに代わって、またはパートナーコ名義で、債務、費用、または義務を負う権限を付与されておらず、それらを負いません。また当座預金口座を開設する権限は付与されておらず、それを開設しません。私は、本契約条件、パートナーコのポリシーおよび手続き（以下、「ポリシーマニュアル」）、ならびに適時公布されるその他の規約、パートナーコポリシーおよび手続きを遵守することを条件に、私が自らのパートナーコビジネスを運営する方法および手段を管理することを了解しています。最新の規約、ポリシーおよび手続きは、<https://partner.co/>にて確認します。私は、旅費、交通費、食費、宿泊費、秘書費、事務費、通話料、およびその他の費用を含む（ただしこれらに限定されません）、自身に発生した全ての費用を支払うことについて、単独で支払い義務を負うことに同意します。私は税務上、パートナーコの従業員として扱われないことを了解しています。

パートナーコは、当該源泉徴収が法律上必要にならない限り、源泉徴収の責任を負わず、私のボーナスおよびコミッション（もしある場合）から、FICA またはいかなる種類の税金も源泉徴収せず、控除しないものとします。私は、パートナーコと全ての適切な課税当局との間で交わされている合意、ならびに全ての関連する規則および手続きに従うことに同意します。

4. パートナーコポリシー 私は、ポリシーマニュアルおよび報酬プランを注意深く読み、それらを遵守することに同意します。これらはいずれも本契約条件に組み込まれ、本契約条件の一部になります。私は、パートナーコからボーナスやコミッションを受け取る資格を得るためには、本契約のいずれの条項にも違反しておらず、良好な状態でなければならないことを了承しています。私は、本契約条件、ポリシーマニュアルおよび報酬プラン、またはパートナーコが適時公布するその他の規約、ポリシーや手続きが、BP の利益に適合するとき、または契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容、またその他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合、パートナーコ

の裁量によって変更される場合があることを了承し、あらゆる当該変更が自身に適用されることに同意します。変更の通知は、効力発生日の1ヵ月前までにパートナーコの公式資料および当社の公式サイトに掲載されるものとします。私がパートナーコのビジネスを継続し、またはボーナスやコミッションを受け取ることは、私が全ての変更に同意したものとみなされます。変更後の規約の効力発生日以降にパートナーコビジネスを継続すること、またはボーナスやコミッションの受け取りをすることは、私が一切の変更を受け入れたことを意味するものとします。

5. 契約期間と解約 本契約の期間およびその後の更新期間は1年間です。いずれの当事者も、契約更新日に本契約を更新しないことを選択できます。パートナーコは、私が本契約の条項またはポリシーマニュアル（ポリシーマニュアルのあらゆる変更修正を含む）に記載されたポリシーおよび手続きに違反した場合、私のアカウントを解約することができます。パートナーコは、独自の裁量により、事前に書面で通知することで、理由を問わず私のアカウントを解約することができます。私の本契約が更新されない場合、または理由を問わず取消もしくは解約された場合、私はBPとしての全ての権利を永久に失い、過去のダウンラインの販売組織の活動からコミッション、ボーナス、またはその他の報酬を受け取る資格がないことを了解しています。取消、解約、非更新の場合、私は以前のダウンライン組織に対して私が有する、財産権を含む（ただし、これに限定されません）全ての権利、以前のダウンライン組織の上記販売およびその他の活動によって得られた報酬に対し、私が有する全ての権利を放棄することに同意します。私は、私の本契約の更新日に私が定期購入プログラムに参加している場合、パートナーコは私の本契約をさらに1年間自動的に更新することを了解しています（パートナーコが更新しない権利を行使することを選択した場合、または私が本契約に違反している場合を除きます）。私は、私の本契約の更新日に定期購入プログラムに参加していない場合、パートナーコとの本契約をさらに1年間更新するためには、更新手続きをする必要があることを了解しています。

6. 譲渡等 私は、パートナーコの書面による事前同意なしに、本契約に基づく権利の譲渡、または私の義務を委任する権利は有しません。私が、パートナーコの書面による明示的な同意なしに本契約を委任または譲渡しようとした場合、パートナーコの裁量により本契約が終了し、私のビジネスが終了することに同意します。パートナーコは、いつでも本契約を自由に譲渡することができます。

7. 本契約の違反 私は、私が本契約の条項に従わない場合、パートナーコはその裁量により、ポリシーマニュアルに定められた懲戒処分を私に課すことを了解しています。契約終了時に私が本契約に違反または不履行を起こしている場合、ボーナスやコミッションに関する販売が完了しているか否かに関わらず、私は今後一切のボーナスやコミッションを受け取る権利はありません。私がパートナーコの製品やサービスの代金を支払期日までに支払いを行わない場合、または何らかの理由でパートナーコに債務を負った場合、私はパートナーコが私に発生したボーナスまたはコミッションから適切な金額を差し引いて保持すること、または私がパートナーコに登録しているクレジットカード会社宛に請求することを承認します。

8. 賠償責任の制限と補償 パートナーコ、その取締役、役員、株主、従業員、譲受人、および代理人（以下、総称して「関係者」）は、特別損害、間接損害、偶発的損害、結果的損害、または懲罰的損害について責任を負わないものとします。パートナーコが本契約に違反していることが判明した場合、私が請求できる損害賠償額は、私が個人的に会社から購入し、手元に残っている売れ残り在庫の金額に限定されるものとします。私は、パートナーコとその関係者を私のパートナーコのビジネスの推進または運営における私の行動、およびそれに関連する活動（例えば、パートナーコ製品や報酬プランの紹介、自動車の運転、ミーティングまたはトレーニング施設の賃借などが含まれますが、これらに限定されません）から生じる、またはそれに関連する全ての債務に対する法的責任から免除し、パートナーコとその関係者を補償

することに同意します。

9. 完全合意 パートナーコと私自身との契約は、本契約および現行のポリシーマニュアル、およびパートナーコがその裁量で変更したものを含む、その全てとします。本契約またはポリシーマニュアルに明確に記載されていないあらゆる約束、表明、申し出、またはその他の連絡は、いかなる拘束力または効力を持ちません。本契約とポリシーマニュアル（現在の形式またはその後の変更を含みます）の間に矛盾または不一致がある場合は、ポリシーマニュアルに準拠するものとします。

10. 契約の不履行と可分性 本契約の不履行に対してパートナーコが権利を放棄する場合は、権限のあるパートナーコの役員が署名した書面によらなければなりません。私による本契約の不履行に対してパートナーコが権利を放棄する場合は、それ以降の不履行に対する権利が放棄されたり、また権利放棄と解釈されないものとします。本契約のいずれかの条項が無効または執行不能と判断された場合、当該条項は執行力を持たせるために必要な範囲でのみ修正されるものとし、本契約の残りの部分は完全な拘束力および効力を有し続けるものとします。

11. 存続条項 本契約の第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、および第 16 条、ならびにポリシーマニュアルに詳細に記載されている競合、および勧誘禁止の誓約、ならびにパートナーコの企業秘密、秘密情報、およびその他の専有資料を保護する誓約は、本契約の終了後も効力を有するものであることを了承します。

12. 紛争の解決 仲裁に関連する全ての紛争は、米国連邦仲裁法に準拠するものとします。仲裁に関連しない問題は、私が居住する国の法律がこの取引へのその法律の適用を明示的に要求しない限り、法の抵触の原則に関係なく、ユタ州の法律に従って解釈されます（その場合、現地の法律が適用されるものとします）。本契約に関連する全ての紛争および請求は、ユタ州ソルトレイクシティまたはパートナーコが規定するその他の場所での拘束力のある仲裁によって解決されるものとします。申請者は、陪審員および／または裁判所での裁判を受ける権利を全て放棄します。仲裁手続きと証拠開示は、現地の法律に準拠し（ただし、上訴権はないものとします）、現地の法律が適用されます。BP がパートナーコに対して請求または反訴を提起する場合、個人単位で行うものとし、他の BP と一緒に行い、または集団訴訟の一部として行わないものとします。仲裁人の決定は最終的なものであり、両当事者を拘束し、必要に応じて管轄の裁判所で判決に落とし込むことができます。この仲裁合意は、本契約のいかなる終了または失効後も存続します。本仲裁規定にかかわらず、本契約のいかなる部分も、パートナーコが、仲裁その他の手続きの申請前、申請中、申請後、または仲裁その他の手続きに関連する決定もしくは裁定が出る前に、パートナーコの利益を守り、保護するために利用可能な差止め命令、一時的な禁止命令、仮差止め命令、終局的な差止め命令、またはその他の救済を、管轄権を有する裁判所に申請し、それらを取得することを妨げるものではありません。

13. 準拠法 両当事者は、衡平法上の救済を求めること、および／または仲裁人による裁定を執行すること、または仲裁の対象とならないその他の事項については、ユタ州ソルトレイクシティの連邦裁判所の専属管轄権および裁判地に同意します。申請者が居住する管轄地域の法律が、仲裁および訴訟を目的とした合意管轄権および裁判地の規定を禁止している場合、その管轄地域の法律が管轄権および裁判地に関する事項に適用されるものとします。

14. 名前と画像の使用 私は、パートナーコが私の名前、写真、個人的なストーリー、および／または肖像を広告や販促資料に使用することを承認し、当該使用に対する報酬請求権を全て放棄します。

15. 副本 本契約のファックスされたコピーは原本とみなされるものとします。有効であるためには、ファックスでパートナーコに提出されたコピーが、文書の表と裏を含めなければなりません。

16. データ保護 私は、パートナーコが本申請／契約に含まれる個人データを処理し、本個人データを BP のアカウント

の将来の販売活動に関する情報とともに、パートナーコの国際的な製品の販売および流通を管理し、BP の販売組織における販売活動に関するレポートをBP に提供するという目的に限定し、パートナーコの世界的な子会社および関連会社、ならびに同じ販売組織または流通チェーンに属する他の BP に共有することに同意します。私は、この情報共有が、私の母国で提供されているものと同等のプライバシーの法的保護のレベルを持たない国に行われる可能性があることを了承します。私は、他の BP の個人データを含む販売レポートを受け取った場合、自身の販売組織の管理と開発以外に当該データを使用しないことに同意し、本契約の終了時には、法律で別段の要求がある場合を除き、私のファイルから全ての当該個人データを直ちに削除することに同意します。両当事者は、この義務が本契約の終了後も存続することに同意します。

反社会的勢力の排除に関する同意条項

第1条 パートナーコブランドパートナー（BP）申請者および準申請者としての私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団等」という。）に該当しないこと、および次の各項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- 1.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- 2.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- 3.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
- 4.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- 5.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

第2条 私または準申請者は、自らまたは第三者を利用して次の各項の一つでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- 1.暴力的な要求行為
- 2.法的な責任を超えた不当な要求行為
- 3.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 4.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてパートナーコグループ各社の信用を毀損し、または貴社グループの業務を妨害する行為
- 5.その他前各号に準ずる行為

第3条 私または準申請者が、暴力団員等もしくは第1条各項のいずれかに該当し、もしくは第2条各項のいずれかに該当する行為をし、または第1条の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私または準申請者との取引を継続することが不適切である場合には、私は、貴社が催告なしに私との BP 契約を解除することに同意し、いかなる異議も申し立てません。

第4条 前条の規定の適用により、私は貴社から請求があり次第、貴社に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

第5条 第3条および第4条の規定の適用により、私または準申請者に損害が生じた場合にも、貴社になんらの請求をしません。また貴社に損害が生じた時には、私または準申請者がその責任を負います。

個人情報の収集・保有・利用・預託・提供に関する同意条項

第1条（個人情報の収集・保有・利用）（1）パートナーコブランドパートナー（BP）申請者および準申請者としての私（以下甲という）は、本契約に係る以下の情報（以下個人情報という）をパートナーコ・ワールドワイドインク（親会社パートナーコ・インターナショナル LLC とそのグループ各社を含む）（以下乙という）が収集・保有することに同意をします。①属性情報：本契約書（申請書および同意書を含む。以下同じ）に記載した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、FAX 番号、E メールアドレス、配送先住所、パーソナルスポンサーとプレイスメントスポンサー、インカムポジションに関する情報。②契約情報：契約の種類、申込日、契約日、支払方法、振替口座、クレジットカード番号等、本契約の内容に関する情報。③取引情報：本契約に関する取引の現在の状況および履歴に関する情報ならびにコミッションに関する情報。（2）甲は、乙が個人情報を製品の発送、関連するアフターサービス、新製品・サービスに関する情報のお知らせ、表彰、教育・訓練、コンプライアンス（法令遵守）の接触のために利用することに同意します。（3）甲は、乙の判断によりパートナーコポリシー違反調査対象者になった場合、乙が甲の個人情報を違反調査に利用することに同意します。

第2条（個人情報の預託） 甲は、乙がその事務（コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託する場合、乙が当該第三者に合理的かつ必要な限度で個人情報を預託することに同意します。

第3条（個人情報の第三者の提供）（1）甲は、乙が甲の上位スポンサーが自分の組織の BP に対してビジネス活動に関するサポートを円滑に行えるように、また甲の組織が甲よりビジネス活動に関するサポートを受けられるように、甲の個人情報を上位スポンサーに対して提供することに同意します。（2）乙が甲の上位スポンサーに提供する個人情報は氏名、会員番号、登録日、タイトル、スポンサー名、初回注文の有無、定期購入プログラムの情報、自動引落し開始月、コミッション対象ボリューム、購入履歴、組織の有無、タイトルアップ結果、非活動情報、解約とします。（3）甲の上位1世代のみ、前項の個人情報に加えて住所、電話番号、E メールアドレスを提供することに同意します。

第4条（個人情報の開示・訂正・削除）（1）甲は、乙に登録されている自己に関する個人情報で客観的事実に関するものを、開示するよう要請できるものとします。開示を求める場合、第6条の問い合わせ窓口で連絡の上、乙所定の方法により開示請求するものとします。（2）前項の開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかとなった場合、乙はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。（3）ブランドパートナー申請書類の返却はしないものとします。

第5条（個人情報に関する条項の不同意）（1）乙は、甲が本契約に必要な記載事項（本契約書で甲が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および「個人情報の収集・保有・利用および提供に関する事項」の内容全部または一部に同意できない場合、本契約をお断りすることがあります。

第6条（問い合わせ窓口） 個人情報の収集・保有・利用・提供・開示等個人情報に関する問い合わせ先は乙のコールセンター（電話番号：03-4330-8613（有料））とします。